

新しい電子申請に関する QA

Q 1. 「新しい電子申請」ってこれまでの電子申請と何が違うの？

- A 1. 新しい電子申請は、これまでの電子申請（WEB 申請及び電子署名申請）の特徴を併せ持った
手続です。取扱対象物件や申請書 1 面の申請者欄の記載は WEB 申請と同じです。各種届出も
対象であることや本申請が可能なのは電子署名申請と同じです。また、電子署名申請と異なり
電子署名を付与する必要が無く、簡便かつ迅速に手続きが行えます。

Q 2. 新しい電子申請を利用するために必要な手続きは？

- A 2. NICE システムの利用者登録をお願いします。登録後、協会 HP のトップページにある、NICE WEB
申請バナーからログインしてご利用ください。なお、ご利用するパソコンが次の条件を満たしている
かご確認ください。

Q 3. 新しい電子申請の操作マニュアルはどこにありますか？

- A 3. NICE システムログイン後に表示されるシステム起動ページからダウンロードが可能です。

Q 4. 新しい電子申請で申請可能なものは何ですか？

- A 4. 500 m²以下のすべての建築物（構造計算適合性判定、省エネ適合性判定が必要なものは除
く）の新築、増築、改築が対象です。また、申請種別は確認申請（計画変更申請含む）、中間検
査、完了検査、各種届出（一部を除く）、フラット 35 申請が対象となります。

Q 5. 基準法の申請と一緒に、フラット 35 の申請もできますか。

- A 5. 令和 5 年 4 月に、フラット 35 の適用基準が変更となりました。これにともない、建築基準法によ
る各申請、届出等は、フラット 35 の各申請等とは、**それぞれ別申請**としてください。
フラット 35 の各申請においては、基準法の各申請とは別に、申請種別「その他」を選択し、フラ
ット 35 の「設計検査」等を選択してご利用ください。
建築確認申請との並行審査を行います。フラット 35 設計検査に関する通知書と建築確認済
証の交付のタイミングが同一でないことも考えられます。基準法を含め、フラット 35 省エネ技術
基準審査の円滑化のため、何卒、ご理解の程よろしく願いいたします。

【お願い】

- ①同じ図書を使用する申請の場合も、建築基準法、フラット 35 の各申請ファイル一覧に、それ
ぞれアップロードをお願いします。また、補正の際は、両申請の整合性等について予めご確認ください。
②既に申請済の建築確認申請、フラット 35 設計検査申請がある場合は、申請時の備考欄に申
請済物件の WEB 番号（WS）を入力してください。

Q 6. 土日祝日も申請できますか？

- A 6. NICE システムは、24 時間 365 日申請が可能です（受付日は翌業務日（土日祝日除く）とさ
せていただきます。）。

Q 7. 確認申請を WEB 申請又は書面申請により申請した物件について、検査申請等（計画変更申 請及び各種届出を含む）を新しい電子申請で申請することは可能ですか？

- A 7. 申し訳ありませんが、書面申請にて提出いただきますようお願いいたします。

Q 8. 確認申請を電子署名申請により申請した物件について、検査申請等（計画変更申請及び各 種届出を含む）を新しい電子申請で申請することは可能ですか？

- A 8. 可能です。

Q 9. 新しい電子申請で確認申請を申請したら、すぐに本受付して消防送付してもらえませんか？

A 9. 次のすべての要件を満たしている申請は本受付いたします。なお、それ以外の場合には事前相談としてお預かりいたします。

- ① 構造図書を含む必要図書が提出されていること
- ② 関係法令の許認可が必要なものについて取得済みであること
- ③ 申請手数料が納付済であること(ただし、一括請求の方を除く)

Q 10. 申請手数料は書面申請と同じですか？

A 10. 同じです。システム利用料もかかりません。

※当面、消防同意に伴う印刷郵送費用は無償で行います

Q 11. 申請手数料の支払方法を教えてください

A 11. 一括請求、銀行振り込みによる方法が可能です。また、窓口でのお支払いをご希望の場合には、現金及びコンビニ払いも取り扱っています。

なお、当協会では「手数料一括請求支払制度」のご利用を推奨しております。本制度のご利用等、手数料納入の詳細については事務課(電話:045-212-3592)までお問い合わせください。

Q 12. 正本、副本、消防同意用図書を紙面で提出する必要はありますか？

A 12. 原則、紙面での提出は不要です。押印を要する消防頭紙などは紙面での提出が必要となります。詳しくはマニュアルを参照願います。

※当面、消防同意に伴う印刷郵送費用は無償で行います

Q 13. 確認済証や検査済証、フラット 35 の合格証は電子データでの交付となるのでしょうか？また、副本はどのようにになりますか？

A 13. 確認済証、中間検査合格証、検査済証、及びフラット 35 の設計検査に関する通知書、中間現場検査に関する通知書、竣工現場検査に関する通知書・適合証明書の交付はこれまでと同様、紙面でのお渡しとなります。また、書面申請における副本に該当するものは、申請データとなりますので紙面でのお渡しは致しません。

なお、申請図書データをCD-Rに焼き付けてお渡しする有償オプション(CD-R データサービス)もございます。ご利用の際は、各種申請時にシステムチャット画面から申し出てください。

Q 14. 確認済証交付後に図書データを印刷して、副本を作成していただくことはできますか？

A 14. 申し訳ありません、副本図書データの印刷対応は承っておりません。

なお、申請図書データをCD-Rに焼き付けてお渡しする有償オプション(CD-R データサービス)もございます。ご利用の際は、各種申請時にシステムチャット画面から申し出てください。

Q 15. CD-R データサービスの詳細を教えてください。

A 15. NICE システムのファイル一覧画面内のファイル及び収録されている電子データの取扱を記載したファイルを CD-R に焼き付けてお渡しする有償オプションとなります。

対象となる申請は確認申請(計画変更申請含む)及びフラット 35 設計検査申請に限らせていただいております。ご利用の際は、各種申請時にシステムチャット画面から申し出てください。

Q 16. なぜ WEB 申請を廃止したのですか？

A 16. WEB 申請では本受付前の事前審査を行っておりましたが、本受付の際に正本、副本及び消防用図書を紙面で提出していただく必要があるなど、ご利用者様の負担が重く、スピーディな対応もできませんでした。この度、新しい電子申請がご利用可能となり、利便性も向上したことから WEB 申請を廃止することとしました。

Q 17. データ形式は、PDF 以外でもいいですか？また、ZIP 形式で PDF を添付してもよいですか？

A 17. ZIP 形式等の圧縮ファイルを利用しない PDF データ形式でお願いいたします。なお、現場検査後に是正等による写真を提出する場合は、ZIP 形式で写真データをファイル一覧にアップロードしていただくことができます。

Q 1 8. なぜスキャンデータを添付してはいけないのですか？

A 1 8. スキャンデータは、縮尺が正確に反映されない等により、図面審査が困難となる恐れがありますので、図面は CAD データを直接 PDF 形式で保存したものとしてください。また、高解像度でスキャンされますと、ファイルのサイズが大きくなり、送信に時間がかかるだけでなく、お知らせメールでのご連絡にも影響する可能性があります。スキャンデータでの送信は控えて頂けますようお願いいたします。
ただし、位置指定道路図、開発登録簿等の資料については、スキャンデータをご利用いただいてもかまいません。

Q 1 9. ID、パスワードを忘れてしまった場合、どうすればよいですか？

A 1 9. パスワードを再設定することができます。ログイン画面の「パスワードをお忘れの方はこちら」をクリックし、ユーザーID、メールアドレスを入力の上送信してください。「ログインパスワード再発行について」という件名のEメールが送信されますので、記載されている URL から「パスワードの変更」画面にアクセスし、新しいパスワードを設定してください。ID をお忘れの方は、直接当協会にご連絡くださいますようお願いいたします。

Q 2 0. 引受証はいつ確認できますか？

A 2 0. 本申請受付時にNICEシステムにアップロードさせていただきます(公印は省略しています)。なお、建築基準法の確認申請、各検査申請については、確認済証等と一緒に紙面(公印つき)でもお渡しさせていただきます。

Q 2 1. NICE システム上で確認済証番号や交付日、検査済証番号や交付日がわかりますか？

A 2 1. NICE システム起動後に表示される物件一覧の中から、確認済証番号等を調べたい物件をクリックすると当該物件の申請種別一覧画面になります。この画面を右にスクロールすると、確認申請等の受付日、交付日及び交付番号などが確認できます。

電子署名申請の廃止関連

Q 2 2. なぜ電子署名申請を廃止したのですか？

A 2 2. 電子署名申請では設計者・監理者の電子署名の登録を行っていただくとともに、本受付及び補正後に電子署名の付与をしていただく必要があるなど、ご利用者様の負担が重く、スピーディな対応もできませんでした。この度、新しい電子申請がご利用可能となり、利便性も向上したことから電子署名申請を廃止することとしました。

操作編

Q 2 3. 確認申請書等の第一面の申請者欄に記載するのは、建築主名ですか？代理者名ですか？

A 2 3. 建築主名です。
電子署名申請では、建築士の有資格者である代理者名の記載をお願いしておりましたが、新しい電子申請では建築主名を記載することが可能となりました。

Q 2 4. 「申請履歴」画面の「申請」ボタンがグレーになっていてクリックできません。

A 2 4. 編集モードになっていませんか？画面左下の「保存」をクリックし、編集モードを終了してください。

Q 2 5. 「申請」をクリックすると、「申請を行うためには事前に PDF 作成を実施しておく必要があります。」と表示され、申請ができません。

A 2 5. 画面左下の「PDF 作成」をクリックし、PDF を作成してから「申請」をしてください。

Q 2 6. 補正のため編集したいのですが、「編集開始」も「保存」もグレーになっていて、入力・PDF差替作業ができません。

A 2 6. 当協会から補正を依頼している時のみ、NICEシステムを編集することができますが、それ以外はロックが掛かった状態となっています。当協会担当者に補正箇所とその内容、ロック解除を希望する旨をご連絡ください。

Q 2 7. 補正時、ファイル一覧の旧データは削除してしまって大丈夫ですか。

A 2 7. 補正(差替え)は、旧図書ファイルを削除し、新規図書ファイルをアップロードしてください。なお、ファイル一覧から旧図書ファイルが削除されても、申請履歴画面の「事前申請を送信」等の表示をクリックすることで、過去の申請履歴図書ファイルを確認することができます。

Q 2 8. 都市計画法等による許可が必要です。許可図書はどうすればいいですか？

A 2 8. 許可証及び許可申請図書のスキャンデータをファイル一覧にアップロードしていただくか、窓口に原本を持参してください。なお、提出いただいた図書は確認済証と一緒に返送いたします。

検査編

Q 2 9. 検査予約と検査申請の期限を教えてください

A 2 9. 検査予約及び検査申請のいずれも4日前(土日・祝日等を除く)までにお手続きいただきますようお願いいたします。

Q 3 0. 検査時期お知らせメールは検査の何日前に送信されるのですか？

A 3 0. 直近の申請書に入力された特定工程予定日から 14 日前に送信されます。

Q 3 1. 現場検査での是正写真を送る場合はどうすればいいですか？

A 3 1. 現場検査後に是正等により、写真のみ提出が必要な場合も、NICE システムのファイル一覧にアップロード後、再度、補正申請してください。なお、JPGデータは添付することができません。ZIPファイルに圧縮、若しくはPDFファイルに変換したものを添付してください。

Q 3 2. 現場検査時に地盤調査資料や金物図面等を持って行くことはできますか？

A 3 2. デジタル手続法の改正により紙面提出が不可となりました。お手数ですが、NICE システムの補正申請により図書データの提出をお願いします。